都道府県医師会長 殿

日本医師会長 原中勝征

平成23年度医療に関する税制改正要望について

標記の件を、平成23年度税制改正要望(別添)としてとりまとめましたので、下記の通りご送付申し上げます。

本会では、平成23年度税制改正について、状況に応じ、鋭意要望していく所存であります。

つきましては、貴会におかれましても、その旨ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、消費税に関する要望につきましては、昨年12月の税制改正大綱(閣議決定)におきまして、消費税の複数税率に否定的な方向性が明記されています。そこで、従来の「非課税制度を、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度」とする要望から「仕入税額控除が可能な課税制度」とし、かつ、「患者負担を増やさない制度」とする要望に改め、ゼロ税率、軽減税率、給付付き税額控除などの幅広い方法に対応できるものとしております。

また、政府税制調査会委員名簿は、別紙のとおりです。税制要望の働きかけをしていただく際に、ご参考にしていただければ幸いです。

記

- 平成23年度 医療に関する税制に対する意見(項目)
- 平成23年度 医療に関する税制に対する意見
- 平成23年度 医療に関する税制改正要望 重点項目
- 政府税制調査会委員名簿(平成22年8月現在)※変更があり次第 修正版をご送付する予定です。

【参考】

- ・ 平成23年度税制改正要望 = 重点項目より= (説明用資料としてご活用ください。)
- ・ 平成23年度税制改正要望 =重点項目より=(手持ち資料)
 - (『平成23年度税制改正要望 =重点項目より=』を説明する際の手持ち資料として作成したもので、説明のポイントをまとめた 【趣旨】を追加記載しております。)

平成23年度 医療に関する税制に対する意見(項目)

日本医師会

平成22年8月

(「重点」の記載があるものは、「平成23年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

医業経営

重点 • 消費稅対策

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

- 重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。
- 重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。

医療法改正に伴う経過措置

- 重点・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。
 - 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある 社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、 移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に 課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

勤務環境

- 事業所内託児所の税制措置事業所内託児所の固定資産税等軽減。子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限延長。
- 勤務医師に対する所得税軽減。
- 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を 導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。

患者健康予防

- がん検診への医療費控除適用。
- 重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。

少子化

• 産科医療対策

分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る 自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

社会医療法人

- 重点 ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する 医療機関への寄付者に対する税制措置。
 - 社会医療法人認定取消時の税制措置。
 - 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

医療施設·設備

重点 ・ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。

重点 ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等 に係る特別償却制度の適用期限延長。

重点 ・ 療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度 の適用期限延長。

重点 ・ 中小企業投資促進税制の拡充。

- 重点 ・ エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
 - 転換型老健の固定資産税等減免。
 - 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- 重点 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る 税制上の特例措置創設。

その他

- 重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。
 - 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。
 - 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の 法人税非課税。
- 重点 ・ 人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。
 - 介護費用に係る所得控除制度創設。
- 重点 ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - (1)医師会について
 - ・医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、 その他の措置。
 - (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置 及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4)医師会等が一般社団法人·一般財団法人に移行した場合における 利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

平成23年度 医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成22年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望でありますが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、 再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発 揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が 平成23年度に行われるよう強〈要望します。

【目次】

医業経営

•	消費税対策 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、 仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担 を増やさない制度に改善。 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資 に係る仕入税額控除の特例措置創設。		1
•	社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。	• • • • •	2
•	医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。	••••	2
8	医療法改正に伴う経過措置		
•	医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。	• • • • •	3
•	新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団 医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が 新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じな いよう必要な措置を講ずること。 移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。 医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。		5
j	助務環境		
•	事業所内託児所の税制措置 事業所内託児所の固定資産税等軽減。 子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限延長。		6
•	勤務医師に対する所得税軽減。		7
•	4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を 導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。		7

患者健康予防

•	がん検診への医療賃控除適用。	 S
•	たばこ税の税率引き上げ。	 8
	少子化	
	産科医療対策	
	分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る 自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。	 ç
;	社会 医療 法人	
•	特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する 医療機関への寄付者に対する税制措置。	 10
•	社会医療法人認定取消時の税制措置。	 11
•	社会医療法人の附帯業務法人税非課税。	 11
	医療施設・設備	
•		 10
		 12
•	医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等 に係る特別償却制度の適用期限延長。	 13
•	療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度 の適用期限延長。	 13
•	中小企業投資促進税制の拡充。	 14
•	エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限延長及び拡充。	 15
•	転換型老健の固定資産税等減免。	 15
•	病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。	 16
•	医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る 税制上の特例措置創設。	 16

その他

•	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。	• • • • •	17
•	基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。		17
•	医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。		18
•	人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。		19
•	介護費用に係る所得控除制度創設。		19
	公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。 (1) 医師会について ・医師会への寄附者に対する税制措置。 ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。 (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における 利子配当に係る源息所得課税の特例措置。		20

医業経営

・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善すること。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対 象資産の仕入れに係る消費税額については、<u>その全額(*)</u>の仕入税額控除を認める特例措置 を創設すること。

- 消費税 -

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額(医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など)のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3% 5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を 負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な 課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は 「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、たとえば社会保障税等とすることも 検討されるべきであると考えます。

また、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、<u>その全額</u>(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税 売上割合により算出した税額」でも可。

(消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号)

・社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

- 事業税 -

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の2、第72条の23、第72条の49の8、医療法第7条第5項)

・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

事業税

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。 また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、 公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人と しての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措 置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第72条の24の7、医療法第7条第5項、第39条、第54条)

(参考) 事業税の標準税率

(区分)	(晋通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

医療法改正に伴う経過措置

· 医業を承継する時の相続税·贈与税制度をさらに改善すること。

- 相続税・贈与税 -

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準 の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1)個 人

医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の5割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

その他

- ・特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 ㎡から 500 ㎡に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を5年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持

分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法(評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配<0>とする評価)に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率0.7~0.5を0.5に統一すること。

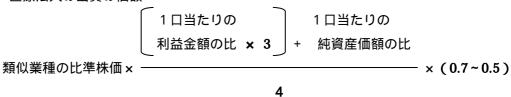
基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、 地上権等に準じて評価減を行うこと。

(相続税法第3条、第12条、第23条、措置法第69条の4、第70条の7、第70条の7の2、 財産評価基本通達194-2)

(参考1) 医療法人の出資の評価(平成20年度改正)

医療法人の出資の価額



(参考2) 地上権の評価

地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

(残存期間)	(割合)
1 0 年以下	0.05
10年を超え15年以下	0.1
15年を超え20年以下	0.2
20年を超え25年以下	0.3
25年を超え30年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30年を超え35年以下	0.5
35年を超え40年以下	0.6
40年を超え45年以下	0.7
45年を超え50年以下	0.8
5 0年を超えるもの	0.9

・新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

移行時において、出資者にみなし配当課税を課さないこと。

医療法人に相続税第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

- 相続税・贈与税・所得税・法人税 -

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。

経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

勤務環境

・病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、以下の措置を講ずること。

固定資産税等について軽減措置を講ずること。 子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長すること。

- 法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるとともに、子育て支援税制(事業所内託児施設の割増償却)の適用期限を延長することを要望します。

(租税特別措置法第46条の4)

(参考)

子育て支援税制の概要

- 1.次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ている こと等一定の要件を満たす青色申告法人の事業所内託児施設の設置を促進するため、特別 償却20%(常時雇用する労働者の数が300人以下である法人は30%)。
- 適用事業年度
 適用対象資産を取得した日を含む事業年度開始から5年間。
- 3. 適用対象資産 託児施設で、その行動計画書に従って取得し、又は建設したもののうち一定のもの。

・病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

所得税

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。 (所得税法第9条、第28条)

・地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

- 所得税・法人税 -

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間 正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と 勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

患者健康予防

・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

- 所得税 -

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50%が 目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念 を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのた めに、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分そのの対象とすることを要望 します。

(所得税法第73条、がん対策基本法第13条)

・たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

- たばこ税・地方たばこ税 -

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成 22 年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることを要望します。

(たばこ税法第11条、地方税法第74条の5、第468条)

(参考)

たばこ税の概要

・課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・税率(*)

原則として千本につき、たばこ税 3,552(5,302) 円、道府県たばこ税 1,074(1,504) 円、市町村たばこ税 3,298(4,618) 円。

* 平成 22 年 8 月現在の税率。() 内は、平成 22 年度税制改正後の税率(平成 22 年 10 月 1 日から施行)。

少子化

· 産科医·産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。

分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師(個人事業主及び勤務医師)の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。

事業税·法人税·所得税 -

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師(個人事業主及び勤務医師)について、その 所得税の50%減税措置を講ずるよう要望します。

社会医療法人

・特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄附した場合 において、以下の措置を講ずること。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずること。

個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

- 所得税・法人税・相続税 -

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

(所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 70 条)

・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

- 法人税 -

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置(社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど)を講ずることを要望します。

(法人税法第64条の4)

・ 社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

- 法人税 -

社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二(公益法人等の表)に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

(法人税法施行令第5条第1項第29号チ)

医療施設·設備

・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置 が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額 の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

- 所得税・法人税 -

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するに もかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度(中小企業 投資促進税制)に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関に おける医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控 除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとと もに、適用期限を延長することを強く要望します。

(措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2 第 1 項、第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)

(参考)医療用機器の特別償却率(適用期限:平成23年3月31日)

		現行	要望
(1)	医療用機器(注1)の特別償却率		
	以外の医療用機器	14%	30%
	医療の安全確保に資する医療用	20%	40%
	機器(注2)		
	新型インフルエンザに係る医療	20%	40%
	を提供する医療用機器(注3)		
(2)	適用対象となる取得価額	500 万円以上	160 万円以上
(3)	特別控除制度	なし	取得価額×7%

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚 生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同 条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日 から2年を経過していないもの

(注2)

< 対象機器 > シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコ

- ール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤) <u>輸液ポンプ(追加要望)</u> (注3)
- <対象機器>簡易陰圧装置
- ・ 医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診療所の療養病床の建替 えに係る特別償却制度の適用期限延長。
 - 所得税·法人税 -

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えをした場合の特別償却制度が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。 (措置法第 45 条の 2 第 3 項、第 12 条の 3)

(参考)特別償却率は、基準取得価額の15%(適用期限:平成23年3月31日)

・健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経過措置期間中における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

- 法人税 -

平成 19 年度の改正で、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への 転換について、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度が創設されま したが、その適用期限を延長するよう要望します。

(措置法第45条の2第2項)

(参考)特別償却率は、基準取得価額の15%(適用期限:平成23年3月31日) 青色申告法人に限定。 ・中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額 控除制度)の適用対象を拡充すること。

- 所得税・法人税 -

中小企業投資促進税制は、平成 22 年度改正で適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(措置法第10条の3、第42条の6)

(参考1)

中小企業投資促進税制の概要

- 1.中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など) の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%) (7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)
- 2. 対象設備
- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品9種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75%が対象)
- 3.取得価額
- (1) 機械装置は1台又は1基160万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で1台又は1基が120万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が70万円以上

(参考2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京高裁平成 21年(行コ)第73号平成21年7月1日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

・エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

- 所得税・法人税

京都議定書の CO_2 排出削減目標達成が危ぶまれる中、医療機関として社会的責任を果たすため、 CO_2 削減に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

そこで、病院等の CO_2 削減の取り組みを支援するため、エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限 (平成 23 年 3 月 31 日)を延長するとともに、適用対象を拡充することを要望します。

(措置法第10条の2、措置法第42条の5)

(参考)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の概要(適用期限:平成23年3月31日)

- 1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却については初年度全額償却可又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用は中小企業者等に限定される。
- 2. 対象設備(抜粋)
- (1) エネルギー有効利用付加設備等:高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、高効率照明装置など
- (2) 電気・ガス需要平準化設備:蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
- (3) 新エネルギー利用設備等:太陽光発電設備など
- ・転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。
 - · 固定資産税・都市計画税 -

ほとんどの自治体において、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第6条、第367条)

・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

- 所得税・法人税 -

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。 (耐用年数省令別表第一)

(参考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区分) (現行) (要望)

- ○病院・診療所用建物
 - ・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 39 年 31 年 鉄筋コンクリート造のもの
- · 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設·設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。
 - 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院 用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発 電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設 することを要望します。

- (1)耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却 又は7%の特別税額控除)
- (2)耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不 動産取得税の軽減措置

その他

・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

- 所得税・法人税 -

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第26条、第67条)

(参考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療	寮報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以7	の金額		72%	
2,500万円超	3,000万円以下の金額		70%	
3,000万円超	4,00万円以下の金額		62%	
4,000万円超	5,000万円以下の金額		57%	

・ 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する 譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

- 所得税 -

医療法人設立等のために医業用資産(土地、建物、医療機器等)を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

- 法人税 -

医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

(法人税法第66条、法人税法施行令第5条第1項第29号口、措置法第42条の3の2、措置法第67条の2、医療法第39条、医療法附則第10条)

(参考)法人税率

(区分)	(現行税率)	(要望税率)
普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得	18%	10%)
特定医療法人	22%	非課税
(年 800 万円以下の所得	18%	非課税)

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

・ 人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、適用対象者を拡充する措置を講ずること。

- 所得税·法人税 -

人材投資促進税制は、平成 21 年度税制改正で、適用期限が平成 23 年 3 月までに延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、勤務医師等の知識・技能の習得向上のため人材投資への積極的な投資が必要です。

また、現行の制度において、一定の規模を超える医療機関は適用対象外となりますが、これらの医療機関にとっても人材投資は極めて重要であります。

したがって、人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、全ての医療機関が当該制度の適用を受けることができるよう適用対象者を拡充する措置を講ずることを要望します。

(措置法第10条の4第6項、第42条の7第5項)

(参考)人材投資促進税制の概要

・教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8%~12%)を乗じた金額を税額控除できる。

(注)税額控除率は、次の通りとする。

8% + (教育訓練費 / 労働費用 - 0.15%) × 40

・中小企業者とは、下記の通り。

常時使用する従業員の数が千人以下の個人。

資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人または資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。

- 所得税 -

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担 軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要援護高齢者等の 介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除 制度の創設を要望します。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
 - (1)医師会について
 - ・ 医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・ 医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
 - (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
 - (4)医師会等が一般社団法人·一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。
 - 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -
- (1)医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該法人への寄付者に対して税制措置を講ずること。

特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措置を講ずること。

医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとと もに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・ 都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。

医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずる こと。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2)特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

(地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 7、第 348 条第 2 項第 10 号の 6、地方税法施行令第 36 条の 10、第 49 条の 15、地方税法施行令附則第 24 条)

(3)医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業として行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(4)地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を 受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される 各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成 20 年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじめその他の事業の運営に少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支障をきたすことになりかねません。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

(所得税法第11条、別表第一、附則第8条)

平成23年度 医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成22年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望でありますが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、 再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発 揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が 平成23年度に行われるよう強〈要望します。

【目次】

医業経営

•	消費税対策 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、 仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担 を増やさない制度に改善。 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資 に係る仕入税額控除の特例措置創設。		1
•	社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。	• • • • •	2
•	医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。		2
•	医療法改正に伴う経過措置 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。		3
ļ	患者健康予防		
•	たばこ税の税率引き上げ。	• • • • • •	5
•	社会医療法人 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する 医療機関への寄付者に対する税制措置。		6

医療施設·設備

•	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長及び拡充。	 7
•	医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等 に係る特別償却制度の適用期限延長。	 8
•	療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度 の適用期限延長。	 8
•	中小企業投資促進税制の拡充。	 9
•	エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限延長及び拡充。	 10
•	医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る 税制上の特例措置創設。	 11
:	その他	
•	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。	 12
•	人材投資促進税制の適用期限延長及び適用対象者拡充。	 13
•	公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。 (1) 医師会について ・医師会への寄附者に対する税制措置。 ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。 (2) 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 (3) 一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。 (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。	 14

医業経営

・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善すること。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、<u>その</u>全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。

(消費税) - 制度の創設 -

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額(医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など)のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3% 5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善するよう強く要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、例えば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

また、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、 医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額につい ては、<u>その全額(*)</u>の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税) - 制度の存続 -

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措 置を存続すること。 (事業税) - 制度の存続 -

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に 異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、 特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですの で、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 事業税の標準税率

(区分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

医療法改正に伴う経過措置

・医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税) - 制度の改善 -

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、 医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望 します。

(1)個人

医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の5割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。 その他

- ・特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 ㎡から 500 ㎡に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても同様の制度を創設すること。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者 に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であ るときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない 社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

出資の評価方法の改善

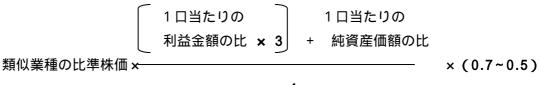
医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法 (評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配 < 0 > とする評価)に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率 0.7~0.5 を 0.5 に統一すること。

基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

(参考1) 医療法人の出資の評価(平成20年度改正)

医療法人の出資の価額



(参考2) 地上権の評価

地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した 金額による。

<u></u>	
(残存期間)	(割合)
1 0 年以下	0.05
10年を超え15年以下	0.1
15年を超え20年以下	0.2
20年を超え25年以下	0.3
25年を超え30年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30年を超え35年以下	0.5
35年を超え40年以下	0.6
40年を超え45年以下	0.7
45年を超え50年以下	0.8
5 0年を超えるもの	0.9

患者健康予防

・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

(たばこ税・地方たばこ税) - 制度の改善 -

(説明)

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。平成22年度税制改正大綱において示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることを要望します。

(参考)

たばこ税の概要

・課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・税率(*)

原則として千本につき、たばこ税 3,552 (5,302) 円、道府県たばこ税 1,074 (1,504) 円、市町村たばこ税 3,298 (4,618) 円。

* 平成 22 年 8 月現在の税率。() 内は、平成 22 年度税制改正後の税率(平成 22 年 10 月 1 日から施行)。

社会医療法人

· 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関の ために、寄附した場合において、以下の措置を講ずること。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずること。

個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

(所得税・法人税・相続税) - 制度の創設 -

(説明)

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずることを要望します。

次に、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄附した場合における相続財産に係る相続税について、寄附者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

医療施設·設備

・病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

(所得税・法人税) - 制度の存続等 -

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度(中小企業投資促進税制)に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長することを強く要望します。

(参考)医療用機器の特別償却率(適用期限:平成23年3月31日)

		現行	要望
(1)	医療用機器(注1)の特別償却率		
	以外の医療用機器	14%	30%
	医療の安全確保に資する医	20%	40%
	療用機器(注2)		
	新型インフルエンザに係る	20%	40%
	医療を提供する医療用機器(注		
	3)		
(2)	適用対象となる取得価額	500 万円以上	160 万円以上
(3)	特別控除制度	なし	取得価額×7%

(注1)

- ・医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資する ものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大

臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

< 対象機器 > シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤) 輸液ポンプ(追加要望)

(注3)

<対象機器>簡易陰圧装置

・医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えおよび有床診 療所の療養病床の建替えに係る特別償却制度の適用期限延長。

(所得税・法人税) - 制度の存続 -

(説明)

平成 13 年度の改正で、医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替えを した場合の特別償却制度が創設され、平成 15 年度の改正で、有床診療所の療養病床 の建替えについても、これに準じた制度が創設されましたが、その適用期限を延長す るよう要望します。

(参考)特別償却率は、基準取得価額の15%(適用期限:平成23年3月31日)

· 健康保険法·医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換時及び経 過措置期間中における改修に係る特別償却制度の適用期限延長。

- (法人税) - 制度の存続 -

(説明)

平成 19 年度の改正で、平成 18 年度健康保険法・医療法改正に伴う療養病床の特定施設等への転換について、転換時及び経過措置中における建物を改修した場合の特別償却制度が創設されましたが、その適用期限を延長するよう要望します。

(参考)特別償却率は、基準取得価額の15%(適用期限:平成23年3月31日) 青色申告法人に限定。 ・中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別 償却又は特別税額控除制度)の適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税) - 制度の改善 -

(説明)

中小企業投資促進税制は、平成 22 年度改正で適用期限が平成 24 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

(参考1)

中小企業投資促進税制の概要

1.中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)

(7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。)

- 2. 対象設備
- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75% が対象)
- 3.取得価額
- (1) 機械装置は1台又は1基160万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で1台又は1基 が120万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が70万円以上

(参考2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京高裁平成21年(行コ)第73号平成21年7月1日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

・エネルギー需給構造改革投資促進税制(エネルギー需給構造改革推進設 備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延 長するとともに、適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税) - 制度の存続等 -

(説明)

京都議定書のCO₂排出削減目標達成が危ぶまれる中、医療機関として社会的責任を果たすため、CO₃削減に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

そこで、病院等の CO_2 削減の取り組みを支援するため、エネルギー需給構造改革 投資促進税制の適用期限(平成 23 年 3 月 31 日)を延長するとともに、適用対象を 拡充することを要望します。

(参考)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の概要(適用期限:平成23年3月31日)

- 1. エネルギー需給構造改革推進設備等の投資を促進するための特別償却に ついては初年度全額償却可又は、税額控除(7%)。ただし、税額控除の適用 は中小企業者等に限定される。
- 2. 対象設備(抜粋)
- (1) エネルギー有効利用付加設備等:高効率ボイラー、高度省エネルギー窓装置、 高効率照明装置など
- (2) 電気・ガス需要平準化設備: 蓄熱式空調・給湯装置、深夜電力利用型蓄熱式暖房装置など
- (3) 新エネルギー利用設備等:太陽光発電設備など

· 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設·設備等に係る税制上 の特例措置を創設すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税) - 制度の創設-

(説明)

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1)耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除)
- (2)耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計 画税及び不動産取得税の軽減措置

その他

・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。 (所得税・法人税) - 制度の存続 -

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、 小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行の いわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。 したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の	D金額 70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の	D金額 62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の	D金額 57%

· 人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、適用対象者を拡充する措置を講ずること。

(所得税・法人税) - 制度の改善等 -

(説明)

人材投資促進税制は、平成 21 年度税制改正で、適用期限が平成 23 年 3 月までに延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、勤務医師等の知識・技能の習得向上のため人材投資への積極的な投資が必要です。

また、現行の制度において、一定の規模を超える医療機関は適用対象外となりますが、これらの医療機関にとっても人材投資は極めて重要であります。

したがって、人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、全ての医療機関が当該制度の適用を受けることができるよう適用対象者を拡充する措置を講ずることを要望します。

(参考)人材投資促進税制の概要

- ・教育訓練費の増加額に係る税額控除制度における中小企業者等に係る措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8%~12%)を乗じた金額を税額控除できる。
 - (注)税額控除率は、次の通りとする。
 - 8% + (教育訓練費 / 労働費用 0.15%) × 40
- ・ 中小企業者とは、下記の通り。
 - 常時使用する従業員の数が千人以下の個人。

資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人または資本若しくは出 資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
 - (1)医師会について
 - ・医師会への寄附者に対する税制措置。
 - ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、 その他の措置。
 - (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措 置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減 措置。
 - (4)医師会等が一般社団法人·一般財団法人に移行した場合における利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

(所得税·法人税·相続税·登録免許税·固定資産税·都市計画税·不動産取得税) - 制度の存続等 -

(説明)

(1)医師会について、下記の措置を講ずることを要望します。

医師会が一般社団法人に移行した場合においても、その実態を踏まえて、当該 法人への寄付者に対して税制措置を講ずること。

特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する 固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、恒久措置として非課税措 置を講ずること。

医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、非課税措置を講ずること。

医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の非課税措置を講ずること。

- (2)特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。
- (3)医療保健業を行う特例民法法人または非営利型一般社団・財団法人のうち、地域医療において、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療を担うなど一定の要件を満たすものについて、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。また、公益目的事業とし

て行う医療保健業の用に供する固定資産については、特段の手続き無く、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税軽減措置を講ずることを要望します。

(4)地域医療等の維持・発展に大きな役割を果たし、公益性が高い団体として社会的評価を受けてきた医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ医療関係の国家資格者で構成される各団体は、会員の相互扶助を目的として共済事業を自主運営し、会員の福祉に大きく貢献してまいりました。

平成 20 年度税制改正において、一般社団法人・一般財団法人へ移行した場合、 利子配当について源泉所得課税がなされることとなりましたが、共済事業をはじ めその他の事業の運営に少なからぬ負担となることが見込まれ、事業の継続に支 障をきたすことになりかねません。

こうした問題は共済事業のみならず、例えば学術研究活動など法人税法上の収益事業に該当しない事業においても生じることとなるため、公益的な活動を阻害することにもなりかねません。

そこで、医師会等が一般社団法人等に移行した場合でも、利子配当について、 従来通り、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを要望します。

なお、医師会員等を対象にした共済事業を人格無き社団が実施する場合においても、同様に、利子配当について、源泉所得税を課税されない措置を講ずることを、併せて要望します。

政府税制調査会委員名簿

						議員会 館部屋 番号
会長	財務大臣	野田	佳彦	0	千葉4区	1-821
会長代行	総務大臣	原口	一博	0	佐賀1区	1-307
会長代行	国家戦略担当大臣	荒井	聰	0	北海道3区	1-516
企画委主査	財務副大臣	峰崎	直樹	0		
企画委主査代理	総務副大臣	渡辺	周	0	静岡6区	2-1109
企画委事務局長	財務大臣政務官	古本	伸一郎	0	愛知11区	2-419
企画委事務局長代理	総務大臣政務官	小川	淳也	0	香川1区	2-1005
	財務副大臣	池田	元久	0	神奈川6区	1-1004
	総務副大臣	内藤	正光	0		
	財務大臣政務官	大串	博志	0	佐賀2区	1-308
	総務大臣政務官	階	猛	0	岩手1区	2-203
	内閣府副大臣	平岡	秀夫	0	山口2区	2-205
	内閣府副大臣	大塚	耕平		愛知(H19)	参1121
	内閣府副大臣	大島	敦		埼玉6区	1-420
	法務副大臣	加藤	公一		東京20区	2-717
	外務副大臣	武正	公一		埼玉1区	2-312
	文部科学副大臣	中川	正春		三重2区	1-519
	厚生労働副大臣	長浜	博行		千葉(H19)	参606
	農林水産副大臣	篠原	孝		長野1区	1-719
	経済産業副大臣	増子	輝彦		福島(H22)	参602
	国土交通副大臣	馬淵	澄夫		奈良1区	1-401
	環境副大臣	田島	一成		滋賀2区	2-1002
	防衛副大臣	榛葉鵼	買津也		静岡(H19)	参1011
	国家公安委員会委員長	中井	洽		三重1区	1-508
オブザーバー	国民新党政務調査会長	森田	高	0	富山(H19)	参1214

(注)〇は企画委員会のメンバー。

平成23年度税制改正要望 = 重点項目より=

平成22年8月日本医師会

重点項目より

- 1. 医業経営
- 2. 医療法改正に伴う経過措置
- 3. 患者健康予防
- 4. 社会医療法人
- 5. 医療施設・設備
- 6. その他

1. 医業経営(1)

- ・社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、 仕入税額控除が可能な課税制度に改め、 かつ患者負担を増やさない制度に改善(創設 -消費税-)
- ・上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資 に係る仕入税額控除の特例措置創設 (創設 - 消費税 -)

1. 医業経営(2)

社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続 (存続 一事業税一)

医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続 (存続 -事業税-)

医師会員の行う公共性の高い主な事業

M.	D II-	Ma	D Th
No.	名称	No.	名称
1	老人保健連絡協議会・幹事会	32	園医(幼稚園・保育園)
2	長期基本計画審議会	33	もの忘れ相談事業の実施
3	健康危機管理対策連絡会議	34	休日医科診療事業の実施
4	地域保健福祉問題懇話会	35	小児初期救急平日夜間診療事業の実施
5	地域福祉活動計画策定委員会	36	休日全夜間診療事業の実施
6	社会福祉協議会理事会	37	障がい者介護給付費等審査会委員
7	おとしより保健福祉センター運営協議会	38	協力医(障害者自立支援法)
8	観光協会総会役員会	39	介護保険認定審査会委員
9	感染症診査協議会	40	指定医(介護保険)
10	防災会議	41	電話医療相談協力医
11	男女平等参画審議会	42	介護保険事業計画委員会
	次世代育成推進行動計画推進協議会	43	介護予防ケアマネジメント評価委員会
13	国民健康保険運営協議会	44	地区ネットワーク会議委員
14	女性の健康支援あり方勉強会	45	介護サービス事業者交流会
	障害者地域自立支援事業運営協議会	46	障がい福祉計画策定委員会
	市民マラソン運営部会	47	国民保護会協議会委員
17	市民マラソン救護所へ医師派遣	48	学校結核対策委員会
18	花火大会運営委員会·運営幹事会	49	障がいに基づく手当等の判定医
19	花火大会救護所へ医師派遣	50	地域密着型サービス運営委員会
20	花火大会後方支援病院の協力	51	公害診療報酬等審査会委員
21	ふれあい祭り協賛、医師派遣	52	公害健康認定審査会委員
22	市民まつり参加	53	地域包括支援センター運営協議会委員
23	健康ネット博参加	54	健康福祉センターでの4ケ月児健康診査
24	ぜん息児水泳教室医師派遣	55	健康福祉センターでの3歳児健康診査
25	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	56	健康福祉センターでの市民健康相談(一般・女性)
26	健康推進事業に関わる医師派遣	57	健康福祉センターでの経過観察健康診査
27	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	58	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業
28	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	59	健康福祉センターでの基本健康診査(診察・結果)
29	親子支援事業プレママプレパパコ―スでの講座	60	栄養改善プログラム事業
30	感染症定点観測調査委員	61	介護保険かかりつけ医(主治医)意見書研修
31	学校医(小学校・中学校・高校・養護学校)		

2. 医療法改正に伴う経過措置

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善 (改善 ー相続税・贈与税ー)

3. 患者健康予防

たばこ税の税率引き上げ (改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

4. 社会医療法人

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性 を有する医療機関への寄付者に対する税制措置 (創設 一所得税・法人税・相続税一)

5. 医療施設•設備(1)

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長 及び拡充。 (存続等 - 所得税・法人税-)

医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への 建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長 (存続等 - 所得税・法人税-)

療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度の適用期限延長 (存続等 一法人税一)

5. 設備投資対策(2)

中小企業投資促進税制の拡充

(改善一所得税・法人税一)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の 適用期限延長及び拡充 (存続等ー所得税・法人税ー)

医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設

・設備等に係る税制上の特例措置創設

(創設、所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

6. その他 (1)

社会保険診療報酬にかかわる所得計算の特例措置 (いわゆる四段階制)の存続

(存続一所得税・法人税一)

6. その他 (2)

人材投資促進税制の適用期限延長 及び適用対象者拡充 (存続等-法人税・所得税-)

6. その他 (3)

公益法人制度改革に関わる所要の税制措置

- (1)医師会について
- ・医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
- (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
- (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
- (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における 利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

(存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

平成23年度税制改正要望

ー重点項目より= (手持ち資料)

平成22年8月日本医師会

重点項目より

- 1. 医業経営
- 2. 医療法改正に伴う経過措置
- 3. 患者健康予防
- 4. 社会医療法人
- 5. 医療施設・設備
- 6. その他

1. 医業経営(1)

- ・社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、 仕入税額控除が可能な課税制度に改め、 かつ患者負担を増やさない制度に改善(創設 -消費税-)
- ・上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資 に係る仕入税額控除の特例措置創設 (創設 一消費税一)

【趣旨】

- ① 昨年12月の税制改正大綱(閣議決定)において、消費税の複数税率に否定的な方向性が明記されています。そこで、従来の「非課税制度を、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度」とする要望から「仕入税額控除が可能な課税制度」とし、かつ、「患者負担を増やさない制度」とする要望に改め、ゼロ税率、軽減税率、給付付き税額控除などの幅広い方法に対応できるものとしております。
- ② 医療機関の消費税負担は深刻な状況にあるため、税率引き上げを待たずに緊急措置として設備投資の部分だけでも手当が必要ではないかということで、昨年度に続き取り上げております。

3

1. 医業経営(2)

社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続 (存続 一事業税一)

医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続 (存続 -事業税-)

【趣旨】

- ・事業税の特例は、5ページの「医師会員の行う公共性の高い主な事業」で明らかなように、医療機関や医療法人のもつ公共性に対する措置として当然のものです。
- ・昨年の税制改正大綱で、「来年1年間真摯に議論し、結論を得ること」とされ、今年はまさに正念場であり、 当該措置の存続を強く求めます。

医師会員の行う公共性の高い主な事業

M.	D II-	Ma	D Th
No.	名称	No.	名称
1	老人保健連絡協議会・幹事会	32	園医(幼稚園・保育園)
2	長期基本計画審議会	33	もの忘れ相談事業の実施
3	健康危機管理対策連絡会議	34	休日医科診療事業の実施
4	地域保健福祉問題懇話会	35	小児初期救急平日夜間診療事業の実施
5	地域福祉活動計画策定委員会	36	休日全夜間診療事業の実施
6	社会福祉協議会理事会	37	障がい者介護給付費等審査会委員
7	おとしより保健福祉センター運営協議会	38	協力医(障害者自立支援法)
8	観光協会総会役員会	39	介護保険認定審査会委員
9	感染症診査協議会	40	指定医(介護保険)
10	防災会議	41	電話医療相談協力医
11	男女平等参画審議会	42	介護保険事業計画委員会
	次世代育成推進行動計画推進協議会	43	介護予防ケアマネジメント評価委員会
13	国民健康保険運営協議会	44	地区ネットワーク会議委員
14	女性の健康支援あり方勉強会	45	介護サービス事業者交流会
	障害者地域自立支援事業運営協議会	46	障がい福祉計画策定委員会
	市民マラソン運営部会	47	国民保護会協議会委員
17	市民マラソン救護所へ医師派遣	48	学校結核対策委員会
18	花火大会運営委員会·運営幹事会	49	障がいに基づく手当等の判定医
19	花火大会救護所へ医師派遣	50	地域密着型サービス運営委員会
20	花火大会後方支援病院の協力	51	公害診療報酬等審査会委員
21	ふれあい祭り協賛、医師派遣	52	公害健康認定審査会委員
22	市民まつり参加	53	地域包括支援センター運営協議会委員
23	健康ネット博参加	54	健康福祉センターでの4ケ月児健康診査
24	ぜん息児水泳教室医師派遣	55	健康福祉センターでの3歳児健康診査
25	ぜん息キャンプへの主治医意見書作成協力	56	健康福祉センターでの市民健康相談(一般・女性)
26	健康推進事業に関わる医師派遣	57	健康福祉センターでの経過観察健康診査
27	健康福祉センター市民講座へ講師派遣	58	健康福祉センターでの小規模事業場健康向上事業
28	親子支援事業乳幼児コース講座及び健康相談	59	健康福祉センターでの基本健康診査(診察・結果)
29	親子支援事業プレママプレパパコ―スでの講座	60	栄養改善プログラム事業
30	感染症定点観測調査委員	61	介護保険かかりつけ医(主治医)意見書研修
31	学校医(小学校・中学校・高校・養護学校)		

2. 医療法改正に伴う経過措置

医業承継時の相続税・贈与税制度の改善 (改善 ー相続税・贈与税ー)

【趣旨】

- ・地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。
- ・経過措置型医療法人について、中小企業と同等の取扱を求める要望が中心となっております。

3. 患者健康予防

たばこ税の税率引き上げ (改善 ーたばこ税・地方たばこ税ー)

【趣旨】

・喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の 批准国としても、たばこ価格の引き上げによる喫煙抑制が求められています。平成22年度税制改正大綱に おいて示された、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、たばこ税の税率 を引き上げるとの方針に沿って、さらなる税率引き上げが必要です。

4. 社会医療法人

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性 を有する医療機関への寄付者に対する税制措置 (創設 一所得税・法人税・相続税一)

【趣旨】

・社会医療法人の育成支援のため、寄付者に対する税制措置を要望します。

5. 医療施設•設備(1)

医療用機器に係る特別償却制度の適用期限延長 及び拡充。 (存続等 - 所得税・法人税-)

医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への 建替え等に係る特別償却制度の適用期限延長 (存続等 - 所得税・法人税-)

療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度の適用期限延長 (存続等 一法人税一)

5. 設備投資対策(2)

中小企業投資促進税制の拡充

(改善一所得税・法人税一)

エネルギー需給構造改革投資促進税制の 適用期限延長及び拡充 (存続等ー所得税・法人税ー)

医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設

・設備等に係る税制上の特例措置創設

(創設、所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

【趣旨】

・建物や設備等についての租税特別措置は、いずれも医療政策への対応あるいは、安全確保等への対応のための不可欠の措置であり、是非とも改善等を求めるものです。特に、医療用機器の特別償却制度については、中小企業に対する特例措置と同様の措置を求めるものです。

10

6. その他(1)

社会保険診療報酬にかかわる所得計算の特例措置 (いわゆる四段階制)の存続

(存続一所得税・法人税一)

【趣旨】

- ・社会保険診療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の 安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は 欠かすことのできないものです。
- ・四段階制などの租税特別措置につきましては、租税特別措置透明化法の成立により、その必要性について検証がなされ、見直しが行われることとなりましたが、地域医療の確保のために必要な制度として存続を強く求めます。

6. その他 (2)

人材投資促進税制の適用期限延長 及び適用対象者拡充 (存続等-法人税・所得税-)

【趣旨】

・現行の制度において、一定の規模を超える医療機関は適用対象外となりますが、これらの医療機関にとっても 人材投資は極めて重要であります。人材投資を促進するため、人材投資促進税制の適用期限を延長するとともに、 全ての医療機関が当該制度の適用を受けることができるよう適用対象者を拡充する措置を講ずることを要望 するものです。

6. その他 (3)

公益法人制度改革に関わる所要の税制措置

- (1)医師会について
- ・医師会への寄附者に対する税制措置。
- ・医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。
- (2)福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
- (3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。
- (4) 医師会等が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合における 利子配当に係る源泉所得課税の特例措置。

(存続、固定資産税・都市計画税・不動産取得税)

【趣旨】

- ・(2)は、無料低額診療を行う、いわゆる福祉病院の固定資産税等非課税措置について、恒久化を求めるものです。
- ・新規要望として、特例民法法人が新法人へ移行するにあたっての諸課題を解決するために、次の3つの要望を 追加しました。
 - (1)の前段は、一般社団へ移行した医師会についても、十分な公益性を有することから、寄付者に対する税制措置
 - (3)は、地域医療に貢献する一般社団等と公益社団等について、社会医療法人と同様に、固定資産税等軽減措置
 - (4)は、とりわけ共済事業の継続のため、一般社団等に対する利子配当源泉所得税特例措置